

長野県医療従事者シミュレーション教育指導者研究会会則

制定 令和4年4月1日

(名称)

第1条 本会は長野県医療従事者シミュレーション教育指導者研究会と称する。

(目的)

第2条 本会はシミュレーション教育を活用した研修の実施と研究に取り組み、長野県内医療従事者の技術水準向上に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 本会はシミュレーション教育に取り組む長野県立病院、長野県立病院機構本部（以下「病院機構本部」という。）、信州木曾看護専門学校及びその他長野県内医療機関等（教育機関を含む。）に所属し、シミュレーション教育に関心のある職員をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事 若干名

2 会長は病院機構本部研修センター長をもって充てる。

3 副会長は病院機構本部副研修センター長をもって充てる。

4 幹事は会員が所属する施設から各1名を選出する。

(会務)

第5条 会長は会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐する。会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は発表会と幹事会とし、発表会は年1回、幹事会は必要に応じて開催する。

2 発表会及び幹事会は会長が招集する。

3 幹事会は会長、副会長及び幹事で構成し、本会の運営に必要な事項を協議する。

(任期)

第7条 会長及び副会長の任期は4月1日から3月31日までとし、再任を妨げない。

2 幹事の任期は4月1日から3月31日までとし、再任を妨げない。

(事務局)

第8条 事務局は病院機構本部研修センターに置く。

(会則の変更)

第9条 この会則の変更は、会議の承認を得る。

附則 この会則は令和4年4月1日から施行する。